

大阪選出国會議員 各位

2015年7月7日
大阪府歯科保険医協会
理事長 小澤 力

公的年金個人情報の大量流出問題を真摯に受け止め、 マイナンバー制度の実施を中止することを求めます

貴職におかれましては、日夜国政の重責を果たされていますことにより敬意を表します。私ども、大阪府歯科保険医協会は、大阪府の歯科保険医 4000 人で構成し、患者・国民の命と健康、国民皆保険制度を守るために活動している団体です。

現在審議中の法案は、現行法では保険給付の支給・保険料等の徴収に関する事務での使用に限定されているマイナンバーの利用範囲を、保険者が行う特定健診等（受診歴や服薬歴含む）の情報管理等に拡大するとしています。特定健診の情報はまぎれもなく医療情報です。法案成立時には医療情報をマイナンバー制度に含まないという約束が反故にされています。

さらに、政府の産業競争力会議は 2018 年度から新たに医療番号を導入し、マイナンバーと紐付け、機微性の高い「患者の医療情報」にまで利用範囲を拡大することを打ち出しました。

そもそも、法施行前に利用範囲を拡大する法案を提出することは、「法律施行後 3 年を目途として施行の状況等を勘案」して検討を加え、「国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる」と定めるマイナンバー法附則 6 条を大きく逸脱するものです。

衆議院内閣委員会の参考人質疑では、法附則 6 条はリスク等について見極めた上で利用範囲の拡大を考えようとするものだが、施行前に利用範囲の拡大を決めようとするのは不当であるとの意見や、国民にきちんと周知しないまま番号が配られると漏洩や不正利用というリスクが必ず頻発するとの意見が出されています。

内閣府が 2015 年 1 月に実施したマイナンバー制度に関する世論調査結果では、マイナンバーについて「内容まで知っていた」との回答は全体の 28.3%にとどまっています。制度そのものを知らない国民が多いことは明らかです。

公的年金の個人情報流出という重大問題を起こした以上、その深刻な影響を考えるならば、このまま制度を実施することはできないはずです。

現在参議院で審議中のマイナンバー法改定法案は取り下げ、10 月からの番号通知及び 2016 年 1 月からの利用開始を中止することを強く求めるものです。